

市政の報告と議案説明

(市政の報告)

本年9月から今日までの市政の概要についてご報告申し上げます。

なお、ご案内のとおり、当該期間に予定しておりました多くの事業が延期若しくは中止となっていること、また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から簡略な報告とさせていただく旨、ご理解を賜りたいと存じます。

本年は、2008年以来、12年ぶりに台風の本土上陸がなく、本市においても、特段の被害などは発生しておりません。

しかしながら、全国的にみれば、各地の梅雨時における降水量は平年を上回るものとなっており、先の7月豪雨では熊本県を中心に甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところであって、あらためて犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災地の早期の復興を祈念するものであります。

なお、このことを念頭に置き、決して気を緩めることなく本市の危機管理体制や地域防災力の点検・強化に努めるとともに、いつ、どこで発生す

るかわからない自然災害への備えに万全を期してまいりたいと考えております。

前述のとおり、本年は様々な行事が中止や延期となり、残念ながら明るい話題が少ない秋のシーズンとなりましたが、すでに暦の上では二十四節気のひとつである「小雪」を過ぎたところでもあります。

一方、全国各地においては連日新型コロナウイルスの新規感染者の発生が確認される状況の中で徐々に気温も低下し、加えて空気が乾燥する冬季を迎え、インフルエンザの流行に加えて、更なる感染拡大が懸念される所でございます。

市民の皆様には、身体的距離の確保をはじめマスクの着用や手洗いの徹底など、新しい生活様式の実践により感染拡大の防止に引き続きご協力をいただきますよう重ねてお願いするものであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、運行を継続する地域公共交通事業者への支援を行うための経費や、子育て世代の経済的負担を軽減するため、給食費の無償化や新生児を対象に一律10万円を給付する経費、さらに高齢者等に対するインフルエンザ予防接種の無償に係る経費や、売り上げが減少した市内事業者に対する支援のため、市民1

人当たり 5 千円のクーポン券を交付する経費など、これまで新型コロナウイルス感染症から市民の皆様の暮らしや健康を守り、地域経済を下支えする施策として提案いたしました全ての関係予算についてご議決をいただいておりますが、いずれの事業につきましてもそれぞれの部署において、当初計画などに基づき、鋭意、取組を進めております。

ご案内のとおり、これら事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、国や県の交付金を最大限に活用し、真に効果的な事業を展開しながら、地域に安心と活力を取り戻すよう努めてまいります。

さて、本市の財政状況につきましては、令和元年度決算において経常収支比率が 99.5%と前年度決算に比べ 3.7ポイント改善し、同じく実質公債費比率も 0.3ポイント改善しておりますが、これは一時的な要素によるところが大きく、依然として硬直的であり、非常に厳しい状況にあるものと判断いたしております。

こうした状況下にあって、今後の市税収入の見込みや令和 2 年国勢調査の結果による普通交付税への影響はもとより、国から示される地方財政計画や地方債計画などを十分に分析したうえ、将来にわたって持続可能な財

政運営を確保していく必要があるものと考えております。

なお、新年度予算の編成作業につきましては、10月から各部局において着手いたしておりますが、来年2月中旬の完了を目途に関係事務を進め、来る3月定例市議会に提案させていただく予定でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、市政の主な取組についてご報告申し上げます。

はじめに、顕彰事業についてであります。

去る11月10日、令和2年度五條市選奨式を挙行し、本市の発展に貢献され、その功績が顕著な11名の方々に表彰を行いました。

なお、本年度は会場を市民会館からシダーアリーナに変更し、三密の回避をはじめ、新型コロナウイルス感染防止に配慮したところであります。

あらためて、被表彰者各位の永年の活動に対し敬意と感謝を申し上げるとともに、市政の更なる発展のため、引き続き、ご指導、ご支援をいただくようお願いするものであります。

次に、地方創生推進事業についてであります。

本年4月、いわゆる官民連携により地域商社株式会社を設立し、旧大塔

村から引き継いだ観光関連施設を中心に、公の施設の効率的・効果的な運営や、地域資源を活かした様々な取組を進めているところであります。

そのひとつとして、市内の山間地域に伝わる伝統食「さんま寿司」を現代風にアレンジした新商品を開発し、10月から道の駅吉野路大塔などで販売を開始したところであります。

今後も、官民連携のもと、本市独自の地方創生事業を推進してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致事業についてであります。

去る11月17日、防衛省において、荒井知事とともに、岸防衛大臣をはじめ、島田防衛事務次官並びに湯浅陸上幕僚長と面談し、駐屯地配置に繋がる予算が来年度も引き続き計上されるよう要望いたしました。

また、奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会として同省整備計画局長並びに陸上幕僚副長に対し駐屯地配置に向けた要望活動を行うとともに、同じく本市としても中部方面総監並びに近畿中部防衛局長等に要望活動を行ったところであります。

次に、特産物の普及促進事業についてであります。

去る10月15日、柿の消費拡大を図ることを目的に、荒井知事をはじめ、県選出の国会議員やJAならけんの方々と共に首相官邸へ菅総理を表敬訪問いたしました。

首相官邸への訪問は本年で8年連続となりますが、今年の柿も味わい深く本当においしいと好評をいただき、菅総理から「柿食べばふるさと思う奈良のまち」との句をご披露いただいたところであります。

次に、新庁舎整備事業についてであります。

現在、本庁舎棟につきましては、2階部分の躯体工事が完了し、続いて3階部分の工事に着手したところであります。

一方、付属棟につきましては、保健所が活用する動物保護棟の躯体工事が完了するとともに、駐車場棟及び倉庫棟につきましても、先般、基礎工事を終え、鉄骨工事へと工程を進めております。

なお、同整備事業全般の進捗等については、引き続き、新庁舎建設だよりなどを通じ、市民の皆様に周知を図ってまいります。

次に、賀名生分校魅力化推進事業についてであります。

令和3年4月より市立西吉野農業高等学校となる賀名生分校では、生徒

たちが将来の自営就農を目標に掲げながら高い農業技術を取得するため、本校同窓会等で構成する「賀名生分校を支援する会」を通じ、農家等でのインターンシップによる就労体験活動を実施するなど、新年度の開校に向け、学校側とも連携を密にしながら様々な準備を進めており、本議会に係議案を提出いたしております。

今後も「土に学び土で育つ」をコンセプトに、農業後継者の育成に努めながら地域農業の振興と移住、定住の推進に取り組んでまいります。

次に、G I G Aスクール構想による I C T教育推進事業についてであります。

本年10月に市内小中学校に児童生徒に一人1台となるタブレット端末を導入したところであります。

なお、当該端末については、LAN工事やネットワークの切り替え作業等が完了した学校から、授業での活用が順次可能となり、家庭での当該端末の利用も視野に入れながら、双方向による取組を進めてまいります。

次に、認定こども園整備事業についてであります。

現在、当該事業については、カリキュラム策定に向けた検討や園の運営

について、関係機関と協議を進めるとともに、(仮称)五條B認定こども園整備事業について入札事務が終了したことから、工事請負契約の締結を行うため、本議会に關係議案を提出いたしております。

市政の報告は以上であります。

(提出議案の説明)

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、議第57号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う關係条例の整備に関する条例の制定につきましては、五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴い、關係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第58号 五條市立高等学校証明手数料条例の制定につきましては、五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴い、五條市立高等学校において発行する証明書の証明手数料について定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第59号 五條市役所の位置を変更する条例の一部改正につき

ましては、五條市役所の新庁舎への移転に伴う事務所の位置について、住居表示に関する条例に基づき変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第60号 五條市防災会議条例の一部改正につきましては、防災会議委員の定数に係る規定を見直し、またその任命基準の一部を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第61号 五條市地域経済牽引事業の促進に係る市税の特別措置条例の一部改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第62号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、五條市学校適正化基本計画に基づき、五條市立学校の統合を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第63号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するもの

であります。

次に、議第64号 五條市立学童保育所条例の一部改正につきましては、五條市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立学童保育所の再編を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第65号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第66号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第67号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第68号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定についてから議第70号 五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定につきましては、各公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第71号 奈良県広域消防組合理約の変更につきましては、管理者、副管理者等の人数及び選任方法、附属機関、経費の負担等について、同組合理約に所要の変更を行いたいため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第72号 新五條市まちづくり計画の一部変更につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債の起債期限が5年間延長されたことに伴い、計画期間を変更するためのものであります。

次に、議第73号 工事請負契約の締結につきましては、(仮称)五條B認定こども園建設工事を、先日、総合評価落札方式一般競争入札で実施しましたところ、6億3,440万円で、株式会社キタムラが落札し、その工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議第74号 工事請負契約の変更につきましては、野原中学校適正化改修工事の請負金額、4億5,595万円を6億98万8,300円増額して4億6,293万8,300円で株式会社田原建設と、工事請負契約の変更契約を締結するものであります。

次に、議第75号 令和2年度五條市一般会計補正予算(第7号)議定につきましては、歳入・歳出予算の総額から433万円減額し、総額25

9億9,212万8千円とする予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正でございます。

補正の主な内容といたしましては、ふるさと五條市応援基金積立金950万円、防災重点ため池ハザードマップ作製に係る測量設計業務委託料6,000万円、今井島台工業団地用地購入費減額1億570万円等であり、これらの財源につきましては、国庫支出金及び県支出金、繰越金等を見込み、また、市債等を減額いたしまして補正予算を編成した次第であります。

繰越明許費の主な内容といたしましては、防災減災調査計画事業6,000万円、道路維持修繕事業4,000万円、橋梁維持補修事業4,644万2千円等であり、これらの財源につきましては、国庫支出金及び県支出金、市債等を見込んでおります。

また、債務負担行為の主な内容としましては、塵芥収集業務委託について、期間を令和2年度から4年度、限度額を2億8,640万円とするもの、(仮称)五條C認定こども園等整備事業について、期間を令和2年度から3年度、限度額を3億5,450万円とするもの等であり、これらの財源につきましては国庫支出金及び県支出金、市債等を見込んでおります。

次に、議第76号 令和2年度五條市介護保険特別会計補正予算(第3号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ1,597万8千円

を追加し、総額4億2,298万3千円とするもので、補正の内容は、介護保険システム改修業務委託料等であり、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第77号 令和2年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ2億5,877千円を追加し、総額5億6,877千円とするもので、令和2年度後期高齢者医療広域連合納付金の額が確定したため増額分を計上するものであり、財源につきましては、繰入金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。